

安全法令ダイジェスト 改訂第 5 版

ポケット版 2014 年 7 月 3 日第 5 刷 訂正箇所
テキスト版 2014 年 6 月 27 日第 5 刷 訂正箇所
※ポケット版テキスト版とも 6 刷より反映

■お詫びと訂正

本書の掲載内容に下記の修正（法改正に伴う修正を含みます）がございました。読者の皆様及び関係者の方々にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

P 7 3 下段 定期自主検査等

【訂正前】

- ・ 1 年以内ごとに 1 回定期自主検査（特定自主検査）し、検査標章を貼付する〈安衛則 151 条の 21、24〉
- ・ さらに 1 ヶ月以内ごとに 1 回定期自主検査する〈安衛則 151 条の 22〉
- ・ 前 2 項の定期自主検査の結果を記録し、3 年間保存する〈安衛則 151 条の 23〉

【訂正後】

- ・ 1 年以内ごとに 1 回定期自主検査〈安衛則 151 条の 21〉
- ・ さらに 1 ヶ月以内ごとに 1 回定期自主検査〈安衛則 151 条の 22〉
- ・ 特定自主検査は定期自主検査をもってする
検査標章を貼付する〈安衛則 151 条の 24〉
- ・ 定期自主検査の結果を記録し、3 年間保存する〈安衛則 151 条の 23〉

P 7 5 中段右表「自動車区分の基準」 大型自動車 欄

車両総重量 最大積載量

【訂正前】 8 t 以上 5 t 以上

【訂正後】 11 t 以上 6.5 t 以上

P 1 8 2 中段 作業場所の隔離等〈石綿則 6 条〉

【訂正前】 6. 廃棄口で漏えいの有無点検

【訂正後】 6. 排気口で漏えいの有無点検

P 1 8 6 上段

【訂正前】 平成 24 年 7 月 1 日付で一部改正

【訂正後】 平成 25 年 12 月 26 日付で一部改正

P 2 1 0 上段 以下の文章を削除

「建設業法平成 12 年 11 月 27 日改正 平成 13 年 4 月 1 日施行

●法改正による義務付け

平成 12 年 11 月 27 日「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という）が制定されたのに伴い、建設業法等が改正、施行された」

P 2 1 0 中上段

「但し、公共工事については（写）を発注者に提出〈入契法 13 条 1 項〉」を以下の文章に差し替え。

「但し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときには、金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出（平成 27 年 4 月 1 日の法改正施行日以降に契約が締結された公共工事について適用）」

P 2 1 0 中上段

「〈建設業施行規則 14 条 2 2 項〉」を以下の文章に差し替え。

「。民間工事においては、下請工事業者間（例えば一次下請工事業者と二次下請工事業者間）の契約書の写しのうち、請負代金の額に係る部分は添付しなくてもよい〈建設業法施行規則 14 条の 2 2 項〉」

P 2 1 1 上段②

【訂正前】建設目的物の引渡まで

【訂正後】建設工事の目的物の引渡まで

P 2 1 1 上段③と④の間に以下の文章を挿入

- ・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者に関する事項として、（１）許可を受けて営む建設業の種類、（２）健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況
- ・下請負人に関する事項として、（１）商号又は名称及び住所、（２）下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、（３）健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況

P 2 1 1 中段

【訂正前】（国官技第 70 号及び国営技第 30 号 平成 13 年 3 月 30 日付）

【訂正後】（国官技第 70 号及び国営技第 30 号 平成 13 年 3 月 30 日付 最終改正平成 24 年 7 月 4 日付）

P 2 1 1 中段

【訂正前】③監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）

【訂正後】③監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真

P 2 2 1 中段

【訂正前】安衛則 89 条の 2

【訂正後】安衛則 89 条

P 2 2 4 上段

【訂正前】安衛法 88 条 3 項、安衛則 89 条の 2、

【訂正後】安衛法 88 条 2 項、安衛則 89 条、

P 2 2 4 中段

【訂正前】安衛法 88 条 4 項、

【訂正後】安衛法 88 条 3 項、

P 2 2 5 中段

【訂正前】安衛法 88 条 5 項、

【訂正後】安衛法 88 条 4 項、

P 2 2 6 下表右列 準拠条項

以下の条項を削除

「84 条の 2」

P 2 7 3 1 行目

【訂正前】電動ファン付き粉じん用呼吸保護具

【訂正後】電動ファン付き呼吸用保護具